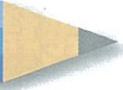


# 農地中間管理事業の実施方法・基準等について



## ① 受け手(農地の借受け希望者)の募集

- ▶ 募集は、年2回（7月、12月頃）を基本に、地域の特徴や扱い手の状況等を踏まえ設定する区域（市町村又は大字など）ごとに実施します。（募集期間30日）
- ▶ 応募は、公社又は各地域窓口\*で受付けします。
- ▶ 募集結果は、公社のホームページで公表します。（氏名、希望内容など）  
→公表は、変更や取り下げの申し出がない限り継続されます。

\*地域窓口：公社業務への協力に合意頂いた市町村や農協など

## ② 出し手(農地の貸付け希望者)の募集

- ▶ 受け手の応募状況等を踏まえ、出し手（農地の貸付け希望者）の募集を行います。
- ▶ 応募は、各地域窓口で受付けします。（実施時期、方法は各地域で異なります）

## ③ 農地の借受基準やルール(出し手→公社への借受け)

- ▶ 対象農地は、「農業振興地域」内の農地となります。
- ▶ 利用が著しく困難な遊休農地等や、受け手が見込まれない農地は借受けしません。
- ▶ 貸付け期間は、概ね10年以上が基本となります。
- ▶ 農地の貸付け先（受け手）は、公社へ一任頂くこととなります。
- ▶ 公社が借受けてから2年間を経過しても貸付け先が決まらない場合などは、契約を解除する場合があります。

## ④ 農地の貸付け先の決定ルール(公社→受け手への貸付け)

- ▶ 貸付け先の決定にあたっては、以下の事項に配慮するとともに、①現在経営している農地との位置関係、②借受け希望条件との適合性、③地域農業の発展に資する程度などにより優先順位付けを行い、受け手と順次協議のうえ決定します。

### 配慮事項

- 受け手の規模拡大又は農地集約につながるよう配慮する。
- 既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないように配慮する。
- 新規参入者が効率的・安定的な農業経営を目指していくよう配慮する。
- 人・農地プランの内容に配慮する。
- 利用農地の集約化を図る観点から、扱い手間等などの利用権の交換や、集落営農法人や貸付け農地に隣接して農業経営を営む扱い手への農地貸付けを優先する。

## ⑤ 賃料の水準

- ▶ 賃料は、地域の平均的な水準を基本に、受け手、出し手と協議のうえ決定します。